

環 自 整 発 第 2106304 号  
令 和 3 年 6 月 30 日

都道府県温泉主管部局長 殿

環境省自然環境局自然環境整備課長  
(公 印 省 略)

### 地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について

環境省では、温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）」（2012年3月策定、2017年10月改訂。以下「ガイドライン」という。）を策定し、地熱発電開発のための掘削許可の判断に有益な情報及び方法等を都道府県に提示しております。

各都道府県においては、ガイドラインを参考に温泉法（昭和23年法律第125号）における許可等の運用に当たっていただいていると認識するところですが、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を加速するとともに、今般（令和3年6月18日）閣議決定された「規制改革実施計画」の実現のため、地熱開発に係る掘削に対する離隔距離規制や本数制限等の規制を温泉法の運用に係る内規等で定めている都道府県におかれては当該内規等の内容及びその科学的根拠を点検・公開するとともに、科学的根拠がないと判断される場合には当該内規等を廃止することや一つの地熱貯留層を同一事業者のみで調査・開発する場合は適用しないといった運用の見直しについて検討を行うようお願いします。

また、ガイドラインでは、地熱開発に係る処分の適正を期すために、審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨に鑑み、審議会等については適切な時期にこれを開催することが期待されるとしておりますが、規制改革実施計画においては、審議会等の開催頻度が低く、掘削許可を得るまでの期間の短縮化に向けて、開催頻度の向上に取り組むこととされたことから、地熱開発に係る処分について審議する場合には、審議会等について開催頻度の向上（例えば四半期に1回程度。ただし、掘削許可申請がない場合は休会とするなど。）と適切な時期の開催に努めるよう改めてお願いします。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。